

～口の健康から全身の健康づくりをめざして～

「神戸市歯科口腔保健推進条例」

神戸市では、平成28年市会本会議において議員提案された「神戸市歯科口腔保健推進条例」が全会一致で可決され、平成28年11月8日（いい歯の日）から施行されています。

市民が生涯にわたって質の高い生活を送るために、歯と口腔の健康を保持することは大変重要である。また、歯周病と全身疾患との関連が指摘されるなど、歯と口腔の健康は、全身の健康を保持する上で、基礎的かつ重要な役割を果たしている。

国においては、生涯自分の歯でおいしく食べることができるよう8020運動（80歳で20本以上自分の歯を保つための取組）を進めるとともに、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）を制定し、歯科口腔保健（歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。）を推進している。本市においても、国の動きを受け、「こうべ歯と口の健康づくりプラン」を策定し、歯科口腔保健を推進している。

市民一人ひとりが歯科疾患の予防に取り組むとともに、誰もが生涯にわたって切れ目なく必要な歯科保健医療を受けることができる環境を整備するため、市及び保健、医療、福祉、教育等の関係者が相互に連携を図りながら、歯科口腔保健に関する取組を更に推進していくことを目的として、この条例を制定する。

条例では、次のことが定められています。

基本理念

歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療に関し、市民の自発的な取り組みを促進させるものであること。

乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔機能の状態に応じて、切れ目なく、適切かつ効果的に実施されるものであること。

保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策との有機的な連携が図られるものであること。

条例の目的

神戸市の歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、市の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、市民の生涯にわたる健康の保持増進を図ること。

基本的事項

- ① 歯科口腔保健に関する情報収集・普及啓発
- ② 歯科検診・歯科保健指導の実施・勧奨、歯科疾患の予防対策
- ③ かかりつけ歯科医の活用の推進
- ④ 障害者、介護が必要な高齢者その他歯科口腔保健に特別な配慮を要する者の歯科保健医療体制の確保および定期的な歯科検診の実施
- ⑤ 災害時における歯科保健医療の提供
- ⑥ 歯科医療等関係者・保健医療等関係者の資質の向上
- ⑦ 歯科口腔保健に資する先進的な調査研究に対する支援
- ⑧ 歯科口腔保健を推進するために必要と認める事項に関すること

条例の概要

市、歯科医療等関係者、保健医療等関係者、市民および事業者のそれぞれの責務を明記するとともに、緊密に連携して歯科口腔保健の推進に努めること

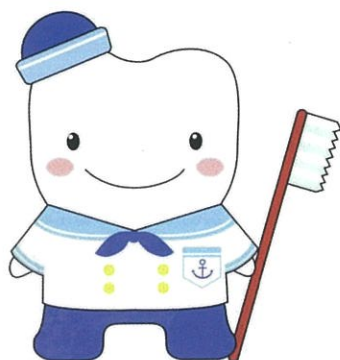
歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるに当たり専門的な意見を聴くため、歯科医療等関係者および保健医療等関係者その他の関係者との協議の場を設けること

歯科口腔保健を実施するため、歯科医療等関係者および保健医療等関係者などとの協議の場を設け、施策を実施すること

施策のための財政上の措置を講ずる

実施状況の議会への報告

ハーバーくん
(神戸市歯科医師会
キャラクター)



神戸市保健所
口腔保健支援センター
TEL 078-322-6370
FAX 078-322-6053

リサイクル適性(A)

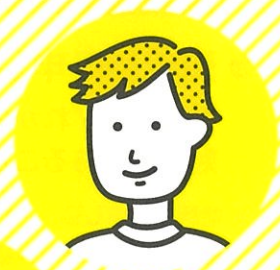
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

認知症の人にやさしいまち『神戸モデル』 1月28日開始

認知症診断

65歳以上の
神戸市民

無料



認知症
と診断された場合

事故救済制度
4月～

無料で受けられる4つの安心

- 1 **賠償責任保険**
最高2億円の賠償責任保険への加入
- 2 **コールセンター**
24時間
365日対応
- 3 **GPS**
かけつけ
サービス
※一部有料
- 4 **見舞金**
最高
3,000万円
※全市民対象

…これらにかかる費用は市民のみなさまのご負担（個人市民税均等割1人あたり年間400円）でまかないます…

65歳以上の
神戸市民

無料

認知症診断 助成制度が始まります!

まずは

早期発見のために、ぜひ一度検診を受けましょう。

受診券を申し込んでください。

※申込用紙は、実施医療機関、あんしん
すこやかセンターにて配布しています。

● 受診券の申し込み方法 … 平成31年1月28日(月)～随時受け付け

下記のいずれかの方法で、①氏名 ②性別 ③生年月日 ④住所 ⑤電話番号をご連絡ください。
対象者であることを確認の上、後日、受診券を郵送します。

● 電話での申し込み ⇒ 神戸市総合コールセンター TEL 078-333-3330 (年中無休 9:00～21:00)

● 郵送・FAXでの申し込み ⇒ 郵送の場合 〒650-8570 (住所不要) 神戸市介護保険課 診断助成の係 / FAXの場合 078-322-6047

● インターネットでの申し込み(制度の詳細) ⇒

神戸市 認知症診断

検索

第1段階

認知機能検診

- ・認知症の疑いが「ある」か「ない」かを診るための検診です。
- ・地域の医療機関に受診券を持参し、受診してください(要電話予約)。

認知症の疑い「あり」の場合、専門の医療機関をご案内します

第2段階

認知機能精密検査

- ・認知症かどうかと、軽度認知障害(MCI)も含めて、病名の診断を行います。
 - ・地域の専門医療機関にて受診してください(要電話予約)。
- ※保険診療の自己負担分をいったん医療機関へ支払い ⇒ 後日返金(要申請)

認知症と診断された場合、

無料で「4つの安心」が受けられます

認知症と「診断されなかった」場合

1年後の受診を推奨します

※平成31年4月1日事業開始

事故救済
制度

「4つの安心」

1

賠償責任保険

最高2億円の
賠償責任保険への加入

2

コールセンター

24時間 365日対応

3

GPS

かけつけサービス
※一部有料

4

見舞金

最高 3,000万円
※全市民対象

～ 平成31年1月27日までに認知症の診断を受けられている方 ～

平成32年3月31日までに、診断書(自己負担)を提出すれば、事故救済制度を受けられます。
申し込みは郵送のみ。(申込用紙は診断を受けた医療機関等で配布)

[受診券のお申込み・お問い合わせ]

TEL 神戸市総合コールセンター

078-333-3330 (年中無休 9:00～21:00)

詳しくはこちら

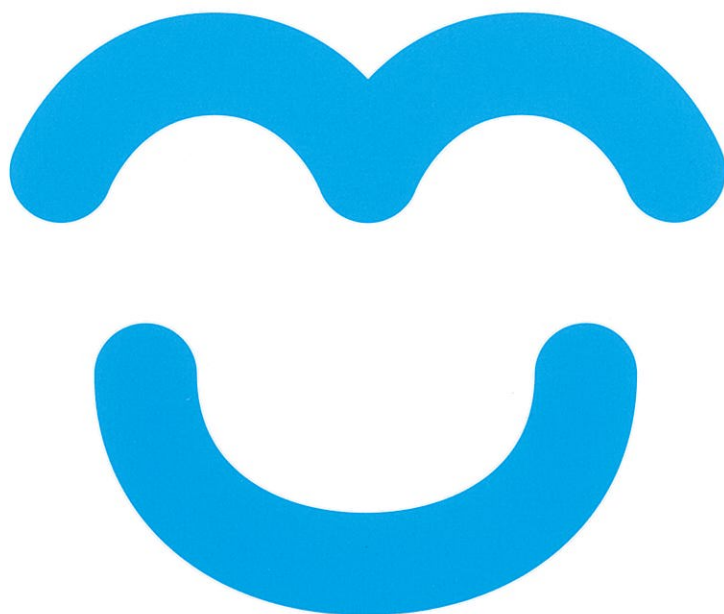
神戸市 認知症診断

検索

<https://www.kobe-ninchisho.jp>



健康のこと、
気になるなら、
はじめよう。



MY CONDITION KOBE

MY CONDITION KOBEとは...

健康診断の結果や、毎日の健康情報を記録。専用アプリで健康管理できるサービスです。

01

じぶんの
健康状態がわかる

02

健康情報をひとつの
アプリにまとめられる

03

まとめた健康情報に
あわせてアドバイス

04

ポイントや特典で
楽しみながら健康に

